

平成 23 年 度

事 業 計 画 書

平成 23 年 4 月 1 日  
～  
平成 24 年 3 月 31 日

平成 23 年 3 月 11 日

**財団法人/省エネルギーセンター**

## 平成 23 年度事業計画及び収支予算策定の基本方針

現在、世界経済は、金融危機を契機とする歴史的不況からアジアが先導する形で総じて緩やかに回復しつつありますが、近時チュニジアに端を発する中東情勢の不安定化の中で原油等の価格が急騰するなど先行き不透明な状況が続いています。

一方、中長期的には、中国、インド等新興国の高い経済成長などを反映し、地球規模でエネルギー資源や環境に対する制約が将来に向け一層強くなっています。

このため、経済・エネルギー・環境という複合的課題の同時解決が極めて重要となっています。我が国においても、現在政府が進める「新成長戦略」において「グリーンイノベーション」が柱となるとともに、エネルギー政策基本法に基づき 2030 年を目標として定められた「エネルギー基本計画」においても「エネルギーセキュリティ」「温暖化対策」「効率的な供給」に加え、「経済成長の実現」「エネルギー産業構造改革」が強調されています。

このような状況の中で、省エネルギーは、エネルギー・環境のみならず経済的な面においても極めて有効な対策としてますます重要となっており、特に我が国は、世界における省エネの「トップランナー」として、更なる省エネに向けた対応が求められています。

例えば産業部門においては、省エネ・新エネの革新的技術開発を推進すると同時に、蓄積された技術・ノウハウを生産やサービスの現場に即し最も効果的に適用する必要があります。省エネ余地のある中小規模の事業所等については対策強化が不可欠です。

また省エネが相対的に進んでいないビル等業務部門や家庭部門においては、最新の省エネ機器の導入やエネルギーの「見える化」を進めながら、効果的省エネを明確化し、その日常の実践を徹底していく必要があります。

他方世界に目を転ずれば、昨年ついに中国が米国を上回る世界最大のエネルギー消費国となったことに象徴されるように新興国・発展途上国において著しい増大が予想されており、かかる状況の中で「省エネ先進国」としての我が国の貢献が一層重要になっています。

以上のような省エネを巡るニーズを踏まえ、当センターは、省エネ推進の中核機関としてのこれまでの実績を活かしながら、国際的な視点を含め省エネ技術・ノウハウの開発・向上、省エネ人材の育成、省エネ推進活動の支援、政策・制度等関連情報の提供などを引

き続き実施してまいります。

具体的には平成 23 年度は、後述の事業計画書にあるように、

- I. 産業における省エネルギー推進支援
- II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援
- III. 省エネルギー関連人材の育成支援
- IV. 国際協力・活動の推進
- V. 国家試験・研修・講習の実施

を柱として、より効果的かつ効率的に対象の事業を実施していくこととしています。

一方、政府が進める公益法人改革の中で、当センターには、公益性を保持しつつ民間専門機関としての活力を従来以上に発揮することが求められる状況となっています。このため、従来、当センターとして自主的な企画による事業に積極的に取り組んでいますが、平成 23 年度はさらに新規の自主事業を実施しその拡大・強化に努めます。

また、現在実施過程にある公益法人制度改革を踏まえ、一般財団法人という新たな法人形態への円滑な移行に向け、平成 23 年度は法的認可のための申請を行うなど具体的に手続きを進めていきます。

平成 23 年度の収支予算については、事業計画を踏まえるとともに法人運営の適正化に十分留意しながら作成しました。予算規模は、国からの受託事業等が減少傾向にあり、自主事業の充実を図りますが、全体としては平成 22 年度に比べ減少するものと見込んでいます。なお、国からの受託事業等についても、提案・企画能力、コスト競争力を強化し積極的に競争入札へ応札等を行っていきます。

以上のように、現在当センターに対しては、我が国内外における省エネルギーの重要性の高まりの中でその一層効果的活動が期待されており、併せて一般財団法人という新たな法人形態への移行を踏まえ、より適確な事業運営が求められています。

当センターは、このような状況を真摯に受け止め、役職員一丸となって省エネルギー推進専門機関として引き続き機能強化を図ってまいります。

## 【 目 次 】

事業計画書.....	1
<b>I. 産業における省エネルギー推進支援.....</b>	<b>1</b>
(1) 省エネルギー診断指導.....	1
(2) 工場の省エネルギーに係る調査.....	1
(3) ビルの省エネルギー対策に関する支援.....	2
(4) 省エネ法、関連技術等に係る情報提供.....	2
(5) 二酸化炭素削減対策への貢献.....	3
(6) ENEX2012（第36回地球環境とエネルギーの調和展）の開催.....	3
<b>II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援.....</b>	<b>4</b>
(1) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援.....	4
(2) 省エネ家電普及促進フォーラムの運営支援.....	4
(3) 省エネ型機器に関する情報提供.....	5
<b>III. 省エネルギー関連人材の育成支援.....</b>	<b>6</b>
(1) 教育講座による企業・団体等における人材育成の支援.....	6
(2) 資格認定制度等による人材育成の支援.....	6
(3) その他関連人材の育成・活動に係る支援.....	7
(4) 省エネルギーに関する月刊誌、各種技術の単行本及び手帳の発刊...	7
(5) 賛助会員へのサービスの拡充.....	7
<b>IV. 国際協力・活動の推進.....</b>	<b>8</b>
(1) 専門家の派遣.....	8
(2) 研修生の受入.....	8
(3) 省エネルギー等ビジネス国際協力の推進.....	8
(4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネ活動支援.....	8
(5) 国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステム運用の支援..	9
<b>V. 国家試験・研修・講習の実施.....</b>	<b>10</b>
(1) エネルギー管理士試験の実施.....	10
(2) エネルギー管理研修の実施.....	10
(3) エネルギー管理講習の実施.....	10

※ 特に記載のない事業は [自主事業]

# 事業計画書

## I. 産業における省エネルギー推進支援

工場、事業場等各種産業において現場でのエネルギー管理、技術の向上等に重点を置いた省エネを推進するため、当センターがこれまで培ってきた省エネ技術、ノウハウを活かして、診断指導、調査、二酸化炭素削減対策支援等を実施する。

また、省エネ法等関連政策や省エネ関連技術、管理手法等について最新情報を提供する。

### (1) 省エネルギー診断指導

#### 1) 工場及びビルに対する診断指導

[補助事業]

中堅工場及び業務用ビルに対し、専門家を派遣し、エネルギー効率改善の具体的な手法提案などの診断指導を行い、省エネ対策の普及指導に努める。

約 1,200 件の診断指導を行い、得られたデータを統計的に集計解析するとともに、各種改善提案事例やそのポイントを説明会等で幅広く情報を提供する。

#### 2) 各自治体、団体の要請等による診断指導

各自治体、団体等からの要請を受け、これまでの実績に基づく知見を活かして省エネ診断指導を実施する。

また、Web サイト上において、事業者が各種データを登録することで定期的に診断指導が受けられるシステムを提供する。

#### 3) 省エネ診断指導に係る専門人材の育成・発掘

工場・事業場等におけるエネルギー管理の経験をもとに省エネ診断指導を広く行う能力を持つ人材を資格制度の創設（後述 III. (2) 2) 参照）と併せ育成・発掘する。

### (2) 工場の省エネルギーに係る調査

[受託事業]

#### 1) 工場のエネルギー使用状況等の調査

省エネ法に基づき、エネルギー管理指定工場に対して行う「工場総点検」として、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、現地で確認調査を行う。

また、特定事業者や特定荷主から提出される定期報告書及び中長期計画書について、データベース化を行い、原単位改善や判断基準遵守等の状況分析等を行う。

#### 2) 事業者の省エネ対策等の調査

省エネ法の非対象事業者を含め、産業・業務部門の事業者に対して、アンケート調査を行い、事業者におけるエネルギー使用実態、具体的な省エネ対策の取り組み状況等のデータを収集し、分析する。

### (3) ビルの省エネルギー対策に関する支援

#### 1) ビル管理現場における省エネ中核人材の育成

今後一層の省エネが求められる業務用ビルについて、管理現場における省エネ対策を促進するため、平成22年度に創設された「ビル省エネ診断技術者」資格認定（後述Ⅲ. (2) 1) 参照）を通じ、中核的人材を育成する。

#### 2) 省エネの「見える化」関連ツールの普及拡大

[一部受託事業]

業務用ビルにおけるエネルギー消費の実態及び省エネ対策効果を「見える化」するために開発した「原単位管理ツール」や「目標値算定ツール」等の各種ツールについて、さらなる利用拡大を図るため、利便性の優れた機能の追加、活用事例の提供やユーザーサポートを行う。

#### 3) 省エネチューニング等による支援

大規模の業務用ビルに対して、省エネチューニング（設備運用改善）による省エネ対策の抽出、省エネ効果の算出等を行い、具体的な省エネ手法の支援を行う。また、中小規模ビルに対しては管理標準作成の支援等を行う。

### (4) 省エネ法、関連技術等に係る情報提供

#### 1) シンポジウム等による省エネ法対応の支援

[受託事業]

省エネ法の対応を支援するため、全国で開催するシンポジウム等を通じ、省エネ法・政策動向、省エネ技術や対策事例等について情報提供を行うとともに、対象事業者等が行うエネルギー使用量の把握、工場等判断基準遵守に必要な管理標準の作成、定期報告書等についてその作成手法への理解を促進する。

#### 2) 省エネ法、省エネ政策・技術等に係る情報提供

[受託事業]

Web サイト等を通じて省エネ法やグリーン投資減税等に関する解説や最新情報を提供し、事業者からの問い合わせに対応するとともに、よくある質問のQ&A集等により情報の提供を行う。

#### 3) 新しい「省エネ大賞」を通じた情報発信

企業、工場等における省エネ推進活動、省エネ製品の開発、新しいビジネスモデル等の分野において、特に優れた事例を「省エネ大賞」として表彰し、省エネに係る管理手法、人材育成、製品開発等のさらなる向上を図る。

また、審査の過程及び受賞発表に際し、全国対象の発表会を開催すること等により、省エネ事例を積極的に広報する。

#### 4) 「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」に係る審査業務の実施

国が政策的意義の高い省エネ設備導入に対し支援を行う「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」について、これまでに培われたノウハウを活かし、「技術の先端性」、「省エネ効果」、「費用対効果」等の観点から審査業務を担当する。

(5) 二酸化炭素削減対策への貢献

1) 国内クレジット制度に係る技術評価

二酸化炭素の排出量削減に係る国内クレジット制度について、新規の排出削減方法論の策定、対象となる排出削減設備の評価等に関し、事前の技術的助言を行う。

2) 東京都の温室効果ガス排出総量削減義務の検証

東京都の環境確保条例に基づき、大規模事業所を対象とする温室効果ガス排出総量削減義務の検証機関として、事業所が提出する地球温暖化対策計画書の検証を行う。

(6) ENEX2012（第36回地球環境とエネルギーの調和展）の開催

省エネルギー月間（2月）の主要行事として、省エネ・新エネ分野の総合展示会 ENEX を開催する（展示会「Smart Energy Japan 2012」と併催）。

総合的なエネルギーフォーラムとして、関連のセミナー、表彰式等を併催しながら、産業部門等で実施された省エネ対策事例の紹介や優秀な省エネ・新エネに係る機器等の最新情報を提供し、企業等における旬の情報の収集やビジネスネットワークの拡大に貢献する。

## II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援

家庭や職場、地域等における省エネが積極的かつ継続的に実施される環境をつくるため、省エネ普及の専門人材の育成等と併せ、当該専門人材や自治体、企業等と連携を図りつつ、具体的実践活動を支援する。

また、最新の省エネ型機器等に係る情報を各種媒体を通じ具体的かつわかりやすく発信する。

### (1) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援

- 1) 「省エネルギー普及指導員」の養成 [受託事業]  
地域における省エネ実践行動の政策的拡大のために、地域において中核的役割を果たしている「省エネルギー普及指導員」の育成研修を行う。
- 2) 地域における省エネ活動の支援  
自治体等が地域住民を対象として開催する省エネ関連講座等について、地域で活躍している「省エネルギー普及指導員」等の協力の下、省エネに係る知識や実践手法の普及を図る。
- 3) 「省エネナビ」による省エネ実践行動の支援 [受託事業]  
「省エネルギー普及指導員」等を通じて、消費電力量等の「見える化」を図った「省エネナビ」を家庭や学校、職場等に設置することにより、省エネ実践行動の意識を高める。また、設置された省エネナビのデータを収集し、削減効果等を分析する。
- 4) 「家庭の省エネ」の専門人材の育成・発掘  
喫緊の課題となっている家庭分野の省エネを草の根的に進めるため、検定制度の創設（後述 III. (2) 3) 参照）により、地域や企業等の活動において「家庭の省エネ」を推進する専門人材を広く育成・発掘する。
- 5) エコドライブ普及活動の支援  
自治体や自動車教習所、団体、企業等が行うエコドライブに関する講習会やインストラクター養成等の活動に対して、助言等の支援を行う。
- 6) グッズ等による省エネ実践行動に係る広報・啓発  
職場や家庭における省エネ実践行動の啓発を図るため、効果的なポスター、行動チェックシールや温度計シール等のグッズを有料配布する。

### (2) 省エネ家電普及促進フォーラムの運営支援 [受託事業]

省エネ型家電製品の普及促進を通じ、家庭部門の省エネ推進を図ることをねらいとして、政府の主導のもと関係事業者及び消費者団体により設立された「省エネ家電普及促進フォーラム」に関し、小学校向け「省エネ出前授業」、人材育成等の各種事業の

運営を支援する。

(3) 省エネ型機器に関する情報提供

[受託事業]

- 1) 省エネ型製品の統一省エネラベルに係る情報提供  
省エネ型製品の購入の際に利用されている統一省エネラベル等についての最新の情報を Web サイトやパンフレット等を通じて一般消費者、関連事業者等に広く提供する。
- 2) 家電製品、ガス・石油機器等の省エネ性能に係る情報提供  
エアコン等の家電製品やガス・石油機器を対象に省エネ性能や製品の使い方に関する情報を Web サイト等により提供する。
- 3) 国際エネルギースタンププログラムの推進支援  
省エネ型のオフィス機器に係る国際的な任意登録制度の「国際エネルギースタンププログラム」に関し、対象機器の登録や Web サイトへの掲載を行うとともに、制度の普及活動や基準改定に関する調査等を実施する。
- 4) 家庭で使用されている機器のエネルギー消費実態調査  
家庭で使用されている機器の保有台数や待機時を含む使用状況に関する実態調査、販売されている最新機器の待機時消費電力量の調査等を行い、待機時消費電力等のエネルギー消費の実態や改善のための課題等を分析する。

### Ⅲ. 省エネルギー関連人材の育成支援

工場・ビル等の現場、企業経営さらには家庭・地域等において、その特性を踏まえて省エネや二酸化炭素削減を主導する各種のエネルギー管理専門人材に対する必要性が高まっていることから、その育成・発掘を支援するために、各種教育講座や新たな資格認定等を実施する。

#### (1) 教育講座による企業・団体等における人材育成の支援

- 1) 省エネ法や最新の省エネ技術の理解・習得  
省エネの技術、現場における省エネ活動の理解・習得を目的として、省エネ法に関する「管理標準」、「定期報告書」、「中長期計画書」の作り方・書き方等を重点的に説明する講座、最新の省エネ技術等の紹介・説明する講座等を全国で開催する。
- 2) 省エネ技術の実習  
省エネ技術に係る実践的な知識や具体的な手法の習得を目的として、実習設備を活用した講座を開催する。
- 3) 企業等の個別ニーズに応じた省エネ人材育成  
企業や団体等の個別ニーズに柔軟に対応して、省エネ技術の普及や関連人材育成等を目的とした社内研修、講演、講習会等について、出前講座の開催、或いは講師を派遣する。
- 4) エネルギー管理の専門知識の習得  
エネルギー管理士試験のレベルを念頭に、省エネ推進の中核を担う人材育成のための教育講座を全国で開催するとともに、企業内での教育手段として活用できる通信教育講座を実施する。

#### (2) 資格認定制度等による人材育成の支援

- 1) 「ビル省エネ診断技術者」資格認定の実施  
業務用ビルの管理現場において省エネ対策を適確に行うことができる技術者を養成するため、ビル管理等の関連団体と協力しつつ、ビルの設備管理者、設備業者、コンサルタント等を対象に研修を行い、合格者を「ビル省エネ診断技術者」として認定する。
- 2) 省エネ診断指導に係る専門人材の資格制度の創設  
省エネ法の「エネルギー管理者」等の経験をもとに、高度・専門的見地から、産業分野等における省エネや二酸化炭素削減に係る診断指導・改善提案を広く行う人材を育成・発掘するため、新たに資格認定制度を創設する。

3) 「家庭の省エネエキスパート」検定制度の創設

「家庭の省エネ」を推進する人材として、平成 23 年度は、家電等の機器、住宅構造設備、生活様式等について省エネの総合的知識を有する「家庭の省エネエキスパート」の検定を開始する。さらに、家庭の省エネについて個々の診断・指導を実践できる「家庭の省エネ診断エキスパート」の制度化を次年度に向け検討する。

(3) その他関連人材の育成・活動に係る支援

[受託事業]

1) 国内クレジット制度活用推進のための人材育成研修の支援

二酸化炭素の排出量削減に係る国内クレジット制度の活用を推進するため、アドバイザー、コーディネーター等を対象とする研修事業を支援する。

2) エネルギー管理士の資格保有者等に係る情報提供

エネルギー管理士の資格保有者の活動ニーズと事業者等の資格者活用ニーズをマッチングするため、Web サイトにおいて当センターに登録された資格者の情報を検索できるサービス、事業者等の資格者活用希望を掲示できるサービスを提供する。

(4) 省エネルギーに関する月刊誌、各種技術の単行本及び手帳の発刊

1) 月刊「省エネルギー」誌の発刊

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌である月刊「省エネルギー」誌について、省エネ法関連、最新技術等タイムリーな広範かつ質の高い情報を掲載し、読者層の拡大を図る。

2) 単行本及び手帳の発刊

省エネに関する各種データ集、省エネ法の関連書籍、省エネ技術に関する専門書・実務書等各種図書を発刊するほか、工場及びビルそれぞれのエネルギー管理担当者向けに手帳を発刊する。

(5) 賛助会員へのサービスの拡充

当センターWeb サイト上の「賛助会員専用サイト」にて、省エネ法や省エネ対策への具体的対応等「耳寄り」の情報を随時提供する。

また、「賛助会員専用相談窓口」によるきめ細かな個別対応、E-Mail 配信によるタイムリーな省エネ情報の提供、機関誌である月刊「省エネルギー」誌や各種技術講座の特典提供等を行う。

以上のサービス拡充を通じて、賛助会員の拡大を図る。

## IV. 国際協力・活動の推進

省エネ先進国である我が国の国際協力推進のため、二国間・多国間の政府間合意等のもとで、省エネに係る人材や技術・ノウハウを中心テーマとして、専門家派遣、研修生の受入等の事業を積極的に展開する。これら事業実施にあたっては、海外機関や研修経験者とのネットワーク強化を併せて行う。

また、官民連携した省エネ・新エネに係る製品・技術の国際的普及のための機関「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」への運営支援等を効果的に実施する。

さらに、平成23年度中に施行予定の国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステムについて、審査員評価を担当する等その円滑な運用に貢献する。

※ (4) 2) 及び (5) 2) を除き[受託事業]

### (1) 専門家の派遣

アジアの重点国を中心に、延べ80名程度の専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

- ・工場、ビル等の省エネ診断を含む現場のエネルギー管理、省エネ技術の普及
- ・我が国のエネルギー管理士制度等の法制度に関する情報提供や指導
- ・当該国に適した省エネ施策の立案・推進、省エネ普及活動の基盤構築

また、アセアン諸国におけるネットワークの活用と拡充を図るため、ASEAN Center for Energy (ACE) 等の機関を通じた技術専門家の派遣を行う。

### (2) 研修生の受入

中国、インド等アジア地域を中心とした発展途上国やロシア、中東、中南米、北アフリカ等の資源国等から政府関係者、技術者等260名程度の研修生を受け入れ、我が国の先進的な省エネ政策・法制度、産業におけるエネルギー管理等に関する研修を実施し、当該国での省エネ推進を体系的に支援する。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）に協力し、政府関係者を対象とした省エネ政策、技術等の研修を実施する。

### (3) 省エネルギー等ビジネス国際協力の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術をビジネスベースで海外に普及促進するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下の支援を行う。

- ・優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」や展示会出展による情報発信
- ・優れた省エネ技術等の海外普及のための調査や新たなビジネスモデルの創出
- ・以上の活動にかかわる今後の政策上の課題の抽出等

### (4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネ活動支援

#### 1) 海外機関等とのネットワークによる情報提供・収集

省エネに資する情報をワンストップで提供するために設立された「アジア省エネ

ギー協力センター」において、省エネ政策や技術に関する情報の提供・収集を行う。

また、各国のエネルギー関連機関等とのネットワークを強化・活用し、省エネ人材育成等の情報収集・提供を行う。

2) 各国政府及び海外進出企業等のニーズを踏まえた省エネ活動支援

各国政府からの要請を受け、これまでに培われたノウハウを活かして、省エネ施策の立案や省エネ推進機関の設立に対する助言、工場・ビル等の省エネ診断やエネルギー管理技術等の研修等を実施・支援する。

また、アジア諸国への進出を計画する国内企業等を対象として、同地域における事業展開に必要な省エネの方策等について講座や助言を行う。

(5) 国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステム運用の支援

1) ISO50001 規格に係る調査

企業、事業所等のエネルギーパフォーマンス（エネルギー消費等）の改善を目的とした ISO50001 規格（平成 23 年 8 月以降実施予定）について、規格の要求事項と我が国の省エネ法の義務内容等との間の整合性を分析・調査するとともに、規格運用時の課題を抽出・分析する。

2) ISO50001 規格の審査員評価機関

ISO50001 規格の認証審査体制は、ISO の他の類似制度と同様に、認証審査、審査員評価、研修等に係る機関を各国において認定し、かつ、各国間で相互認承する形となるが、当センターは審査員評価機関として、審査員の研修コースの承認、研修コース修了者の試験・評価、審査員の登録を行う。

## V. 国家試験・研修・講習の実施

省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、「エネルギー管理士」に係る国家試験及び研修、「エネルギー管理員」及び「エネルギー管理企画推進者」に係る講習を受験者・受講者の利便性等を考慮しつつ、厳正かつ円滑に実施する。

### (1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を平成23年8月上旬、全国10会場において実施する。

### (2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を平成23年12月中旬、全国6会場において実施する。

### (3) エネルギー管理講習の実施

省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理講習（新規講習）を上期（平成23年6月から7月）及び下期（平成23年10月から11月）に全国で実施する。

なお、平成22年度の講習から、改正省エネ法に基づき、従来エネルギー管理員に加えて、新たにエネルギー管理企画推進者を対象としている。

また、エネルギー管理講習（資質向上講習）を平成24年3月に全国で実施する。